

第3章 子供の貧困に関する施策の基本的方向と指標

1 施策の基本的方向

子供は未来の担い手です。その子供が自分の将来に希望を抱きながら成長していくようなふるさとすることが私たちの役割です。しかし、様々な問題を抱えている子供が多数いるという現実があります。

第2章で示したとおり、就学援助を必要とする子供の割合は増加し、小・中学校では1000人を超える子供が不登校などによる長期欠席となり、高校では年間約400人が学校を中退しています。また、一般世帯では大学に約半数の子供が進学しますが、生活保護世帯では2割、児童養護施設の子供では1割、ひとり親世帯では2割程度にとどまっています。

これらの実態を踏まえ、本計画では和歌山県が今後推進すべき施策について4つの領域に分類し、その基本的な方向についてまとめました。これらを進めることにより、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きを持って生きていける社会の実現を目指します。

(1) 教育の支援

経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子供が質の高い教育を受けることができるよう、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学力を保障し、福祉と連携した施策を推進するほか、地域による学習支援等を行い、自分の能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できる人材の育成を目指します。

法（抄）

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
- 幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 生活困窮世帯等への学習支援

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子供は、貧困に伴って様々な不利な条件を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう懸念が

あります。子供の貧困の改善のためにはまず親が自立した生活を営むことが重要です。また、相談事業の充実により社会との交流の機会を提供するとともに、子供の希望や適性に応じた進路相談のもとでの進学や就職など、生活の支援に取り組みます。

法（抄）

（生活の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
- 支援する人員の確保

（3）保護者の就労支援

保護者の就労は、一定の労働収入によって生活の安定を図ることはもちろん、家庭で家族がゆとりを持って接することや、働く親の姿を見て子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな意義が認められます。このようなことから、保護者の就労支援の充実を図る施策を実施します。

法（抄）

（保護者に対する就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るために就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 保護者の就労支援や、学び直しの支援等

（4）経済的支援

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活を下支えしていく施策を実施します。

法（抄）

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 児童扶養手当等経済的支援や、母子父子寡婦福祉資金貸付の円滑な実施等

2 和歌山県における子供の貧困に関する指標

国の大綱では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために、25項目の指標を設定しています。国の大綱で設定されている指標のうち、都道府県データがあるものについては、本計画においても指標とするほか、本県における子供の貧困の現状を把握する上で特に重要と考えられるものについても指標に設定することとします。

第2章に記載した特に支援の緊急度が高いとされる、生活保護世帯の子供、社会的養護を受けている子供、ひとり親家庭の子供の状況に関する指標を中心に計画の推進状況を把握します。

下記指標1～5の生活保護世帯の子供、6～9の児童養護施設の子供に関する指標、10、11のひとり親家庭の子供に関する指標、14～18の就学支援に関する指標は、大綱に設定されており、かつ都道府県データがある指標です。

12、13及び19、20は、大綱に記載がなく本県が独自に設定した指標です。ひとり親家庭の子供に関する事業と、平成28年度に新規に開始した事業（詳細は第5章に後述）についてはその実績を指標として設定します。

なお、計画の推進にあたっては、これらの指標を改善することで子供の貧困対策を進めしていくこととします。

和歌山県子供の貧困に関する20指標

指標	和歌山県	全国	備考
生活保護世帯の子供に関する指標			
1 高等学校等進学率	96.1%	92.8%	H27.4.1現在(高等学校等中退率はH26年度末卒業) 厚生労働省社会・援護局保護課調べ
2 高等学校等中退率	5.1%	4.5%	
3 大学等進学率	28.3%	33.4%	
4 中学校卒業後の就職率	1.3%	1.7%	
5 高等学校等卒業後の就職率	66.0%	45.5%	
児童養護施設の子供に関する指標			
6 中学校卒業後の進学率	100.0%	97.2%	H26年度末に中学校または高等学校等を卒業した者のうちH27.5.1現在 県:社会的養護の現況に関する調査 全国:厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
7 中学校卒業後の就職率	0.0%	1.8%	
8 高校等卒業後の進学率	21.1%	22.6%	
9 高校等卒業後の就職率	63.2%	70.4%	
ひとり親家庭の子供に関する指標			
10 母子家庭の就業率	89.2%	80.6%	県:H26年度ひとり親家庭実態調査 (H25実績)
11 父子家庭の就業率	94.0%	91.3%	全国:H23年度全国母子世帯等調査
12 母子家庭等就業・自立支援センターでのひとり親家庭の子供に対する就職斡旋件数★	12件	-	H27年度実績値
13 高等職業訓練促進給付金利用者数★	11人	-	
就学支援に関する指標			
14 スクールソーシャルワーカーの配置人数	17人	1,008人	県:教育委員会調べ SSW:H25年度 SC:H24年度
15 スクールカウンセラーの配置率:小学校	10.9%	37.6%	全国:文部科学省初等中等学校教育 局児童生徒課調べ SSW:H25年度 SC:H24年度
16 スクールカウンセラーの配置率:中学校	71.5%	82.4%	
17 毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	67.5%	48.4%	H26年度 文部科学省初等中等教育局児童生 徒課調べ
18 入学時に就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	66.6%	64.5%	
独自施策に関する指標			
19 子供食堂の運営件数★	6件	-	H28.10月現在数値
20 子どもの居場所づくり推進事業実施箇所数★	59箇所	2,587箇所	

※ 表中★は県で独自に設定した指標

参考:本計画の指標以外で国の大綱(H26.8月)に設定されている指標

指標	全国	和歌山県	備考
ひとり親家庭の子供の就園率	72.3%	-	
ひとり親家庭の子供の中学校卒業後の進学率	93.9%	-	H23年度全国母子世帯等調査 (サンプル調査のため県個別データなし)
ひとり親家庭の子供の中学校卒業後の就職率	0.8%	-	
ひとり親家庭の子供の高等学校等卒業後の進学率	41.0%	-	
ひとり親家庭の子供の高等学校等卒業後の就職率	33.0%	-	
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 無利子 予約採用段階	40.0%	-	H25年度実績 (独)日本学生支援機構調べ
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 無利子 在学採用段階	100.0%	-	
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 有利子 予約採用段階	100.0%	-	
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 有利子 在学採用段階	100.0%	-	
子供の貧困率	16.3%	-	H25国民生活基礎調査
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	-	H25国民生活基礎調査